

議案第 5 1 号

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成４年東郷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第２０条第２項中「勤務時間条例」を「東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年東郷町条例第１号。以下「勤務時間条例」という。）」に、「同条例」を「勤務時間条例」に、「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第２０条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1) １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２０条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例

で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の東郷町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案の概要

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 部分休業の取得に係る非常勤職員の要件を緩和すること。（第 1 9 条関係）
- (2) 部分休業の取得形態を次のように改め、職員の生活に応じて取得形態を選択できるようにすること。（第 2 0 条、第 2 0 条の 2 及び第 2 0 条の 4 関係）

改正前	改正後
1 日につき 2 時間を超えない範囲で勤務しない。 （勤務の始まり又は終わりに限り取得可）	【第 1 号部分休業】 1 日につき 2 時間を超えない範囲で勤務しない。 （勤務時間の途中でも取得可）
	【第 2 号部分休業】〔新設〕 1 年につき 1 0 日相当を超えない範囲で勤務しない。 （1 日につき 2 時間超の取得も可能）

- (3) 部分休業の請求を申し出る単位期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間とすること。（第 2 0 条の 3 関係）
- (4) 職員が部分休業の取得形態を変更できる特別の事情を定めること。（第 2 0 条の 5 関係）
- (5) 承認した部分休業の取消事由を整備すること。（第 2 2 条関係）
- (6) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 1 0 月 1 日から施行すること。
- (2) 新設する第 2 号部分休業の令和 7 年度における取扱いについて、経過措置を設けること。